

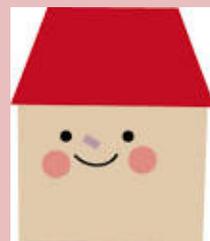
矢掛町空き家改修補助金とは？

平成30年度までの制度です。

居住を目的とした空き家の、改修費用の**2分の1**を町が補助する制度です。
上限150万円です。（千円未満の端数がある場合は切り捨て）

上限額150万円の**内50万円**は、登録時改修で利用できます。

※補助対象工事のみ。他の補助金（矢掛町空き家活用新規創業支援事業補助金を除く）の交付を受けた場合は、上限額150万円から差し引いた額が上限となる。）



【補助対象工事】※原則として町内業者に限る

- ・台所，浴室，便所，洗面所等の改修
- ・内装，屋根，外壁等の改修
- ・給湯設備工事，電気設備工事，換気設備工事，給排水衛生設備工事
- ・不要物撤去，ハウスクリーニング

賃貸借契約等を締結した日から**1年以内**は、上限額に達するまで補助金の交付決定を受けることができます。1つの物件に対し補助上限150万円です。

補助の種類	概要
登録時改修	空き家所有者が、賃貸借契約等の締結前に、空き家登録した物件の改修を行うこと
契約後改修	空き家所有者または空き家利用者が、賃貸借契約等の締結後に、空き家登録した物件の改修を行うこと

対象となる人

所有者の場合 (次の条件を全て満たす人)	利用者の場合 (次の条件のどちらかにあてはまる人)
1. 補助金交付の日から 5年以上 空き家登録することを誓約する人	1. 空き家に居住する予定の転入者または転入誓約者で、 転入日以前3年間に矢掛町内に居住したことがなく 、補助金の交付決定の日から 5年以上 空き家に居住することを誓約する人
2. 賃貸借契約等の成立以外の理由で登録を中止しない ことを誓約する人	2. 空き家に居住する予定の空き家利用者と、 転入日以前3年間に矢掛町内に居住したことがなく 、転入前に 空き家利用希望者登録台帳に登録 され、補助金の交付決定の日から 5年以上 空き家に居住することを誓約する人

補助金申請の流れ

